

兵庫県知的障害者施設家族会連合会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、兵庫県知的障害者施設家族会連合会と称し、略称を「ひょうごかぞくねっと」とする。

(主たる事務所)

第2条 本会は主たる事務所を神戸市中央区橘通3丁目4番地1号神戸市立総合福祉センター内に置く。

第3条 本会は以下の5地区の知的障害者施設家族会連合会（略称：かぞくねっと）をもって構成する。

- (1) 阪神かぞくねっと
- (2) こうべかぞくねっと
- (3) 東北播磨・淡路かぞくねっと
- (4) 西中播磨かぞくねっと
- (5) 但馬・丹波かぞくねっと

第2章 目的と事業

(目的)

第4条 本会は、兵庫県内にあるすべての知的障害者施設を利用する知的障害者の福利の向上を図り、その豊かな生活と権利を護ることを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う

- (1) 兵庫県内の知的障害者の福祉の向上に関すること
- (2) 障害者福祉に関する情報の収集・交換・調査・研修
- (3) 兵庫県内の知的障害者に関する問題の解決と社会啓発
- (4) 関係機関及び各種団体との連携・協働
- (5) 全国知的障害者施設家族会連合会への協力
- (6) 兵庫県下の知的障害者の福利厚生
- (7) その他本会の目的達成に必要な活動

第3章 会 員

(会員)

第6条 本会に次の会員をおく。

- (1) 正会員 兵庫県下の知的障害者施設利用者、及び家族会(保護者会)
- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した個人とし、本会の諸活動に参画できるものとする。

(会費)

第7条 会員は、評議員会において別に定める会費を納入しなければならない。

第8条 会員は前条で定められた会費を2年間納入しないときは退会となる。

第4章 評議員会

(構成)

第9条 評議員は家族会(保護者会)会長(又は代表者)とし、評議員会を構成する。

(権能)

第10条 評議員会は次の事項について決議する。

- (1) 理事・監事及び会長副会長の選任
- (2) 予算及び事業計画
- (3) 決算及び事業報告
- (4) 会則の変更
- (5) その他重要な事項
- (6) 解散

(開催)

第11条 通常評議員会は、毎年事業年度末日の翌日より3カ月以内に開催する。

2. 必要に応じて臨時評議員会を開催することができる。

(召集)

第12条 評議員会は会長がこれを招集する。

(議長)

第13条 評議員会の議長は当該評議員会における出席評議員又は役員より選出する。

(議決権)

第14条 評議員会における議決権は、評議員1名につき1票とする。

(決議)

第15条 評議員会の決議は評議員の過半数が出席し、出席評議員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は総評議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会則の変更

(2) 解散

(書面表決等)

第16条 評議員会に出席できない評議員は、あらかじめ通知された決議事項について、書面をもって表決し、または他の評議員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前条の規定の適用については出席とみなす。

(評議員会の傍聴)

第17条 会員は、評議員会の会議を傍聴することができる。

(議事録)

第18条 評議員会の議事については議事録を作成し議長及び議事録署名人が記名捺印し7年間当会事務所に備え置く。

第5章 役員

(役員)

第19条 本会には次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名
- (3) 理事 40名以内
- (4) 監事 2名
- (5) 顧問 若干名を置くことができる。

第20条 役員の選出は次のとおりとする。

- (1) 会長・副会長は理事会において互選し、評議員会において選任する。
- (2) 理事は各地区「かぞくねっと」より選出のうえ、評議員会において選任する。
- (3) 評議員会の承認の下に、会長は学識経験者又は地域の福祉関係者を理事に委嘱できる。
- (4) 監事は評議員会が選任する。
- (5) 顧問は会長が委嘱する。

(役員の会務)

第21条 役員の会務は次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括し、理事会において決定する以外の事項について決定する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその会務を代行する。
- (3) 理事は理事会を構成し、会務を執行する。
- (4) 正副会長は正副会長会を構成し、会務の執行に関する基本的事項を審議する。
- (5) 監事は、事業及び会計を監査する。又理事会、評議員会に出席し意見を述べることができる。但し、議決権は有しない。
- (6) 顧問は会長の相談に応じ、必要な場合理事会、評議員会に出席し、意見を述べるができる。但し、議決権を有しない。

(役員の任期)

第22条 役員の任期は次の通りとする。

- (1) 役員の任期は2年とする。再任は妨げない。
- (2) 補欠又は増員により選出されて役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第6章 理事会

(構成)

第23条 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権能)

第24条 理事会は次の会務を行う。

- (1) 本会の業務執行
- (2) 評議員会に付議する事項

(招集)

第25条 理事会の招集は会長が行なう。

理事会及び正副会長会は、定数の2分の1以上の出席がなければ開催することはできない。

(議長)

第26条 理事会の議長は会長がこれにあたる。但し、会長が委嘱する副会長がこれに代わることができる

(決議)

第27条 理事会は、出席者の過半数の同意をもって決する。

(議事録)

第28条 理事会の議事録は議長及び議事録署名人が記名し押印する。

第7章 会 計

(事業年度)

第29条 本会の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第30条 本会の事業計画及び収支予算は毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て評議員会の承認を受けなければならない。

2. 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しない時は、予算成立の前日まで前年度の予算に準じ収入または支出することができる。
3. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第31条 本会の事業報告及び決算については毎事業年度終了後会長が作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経て評議員会の承認を受けなければならない。

第8章 事 務 局

第32条 本会の事務は、兵庫県知的障害者施設家族会連合会において処理する。

2. 本会に事務局職員を置き、会長が任免する。

第9章 会則の変更及び解散

第33条 本会則は理事会及び評議員会の議決を経て改正することができる。

第34条 本会は評議員会の決議により解散する。

第10章 補 則

第35条 この会則で定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は理事会の決議により別に定める。

附 則

本会則は昭和44年6月8日より実施する

昭和61年 7月 2日に一部改正する

平成 5年11月25日に一部改正する

平成 9年 6月10日に一部改正する

平成11年 6月18日に一部改正する

平成12年 6月22日に一部改正する

平成13年 6月22日に一部改正する

平成17年 6月17日に一部改正する

平成19年 6月20日に一部改正する

平成21年 6月25日に一部改正する

平成23年 6月23日に一部改正する

平成 26 年 6 月 27 日に一部改正する
令和 5 年 6 月 26 日に一部改正する

兵庫県知的障害者施設家族会連合会 会費細則

本会会費は以下のように規定する

1. 家族会会員の会費は毎年 4 月 1 日現在の施設利用者実数に年額 1,000 円を乗じた金額と均等割一施設年 6,000 円（うち 1,500 円は全国知的障害者施設家族会連合会の活動費に充当する）との合計額をもって年会費とする。
2. 年度途中で入会する家族会の会費は、入会した月から年度内会費を納入する。会費算定基準は（1）に準ずる。
3. 賛助会員の個人会員は、一口年間 1,200 円とする。また 団体会員は 1 口年間 30,000 円とする。